

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私が20歳になった時は学生であり、親元を離れて生活していたため、申立期間の国民年金については、私の母親がA市役所で加入手続と免除申請を行ってくれた。

申立期間が免除期間ではなく未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の被保険者状況調査により、申立人が20歳になった平成4年\*月頃に、A市役所において払い出されたものと推認でき、同市役所では、当時、20歳になる者に対する国民年金の加入勧奨の通知に、免除制度の説明文書を同封していたとしていることから、申立人に係る国民年金保険料の免除申請を行ったとする申立人の母親は、保険料の申請免除制度について認識していたものと考えられる。

また、申立人の母親は、「姉の免除申請を行ったので、妹の免除申請も行った。」と述べているところ、オンライン記録により、申立人の妹は、20歳になった平成8年\*月から9年3月まで申請免除期間となっていることが確認できる上、申立人の母親は、国民年金保険料の未納期間が無く、国民年金に対する意識が高かったと考えられることから、申立人の母親が申立期間に係る免除申請手続を行ったとする申立人の主張は不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の学生免除を受けるには、扶養元の世帯における平成2年の所得が免除の基準を満たしていることが必要であるが、申立人の両親の厚生年金保険標準報酬月額から判断すると、当該年所得は、申立人の妹が学生免除を受けた期間に係る判断の年である7年の所得を大きく下回っていたと推測されることから、申立期間については、免除の認定

基準を満たしていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

私は、昭和50年12月に仕事を辞めた後に実家のあるA町に転居し、その後、B町（現在は、C市）に転居して結婚した。夫及び当時同居していた母親の助言により、A町D支所の窓口において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びA町の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月に同町において払い出されたことが確認でき、当該時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、A町D支所の窓口において現金で国民年金保険料を納付したとしているところ、同町は、当時の同支所の窓口において、国民年金手帳記号番号が確認できる場合は、現年度の保険料を現金で納付することが可能であったとしていることから、納付意識の高かった申立人が、国民年金の加入手続を行った際に納付が可能であった申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和52年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月30日から同年9月1日まで  
② 平成3年3月10日から4年1月6日まで

申立期間①は、B社及びA社に営業職として継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間②は、平成3年3月10日からC社に営業職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が4年1月6日になっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和52年8月1日から同年9月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間について、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間①当時、A社の経理担当者で、かつ、同社解散時の取締役であった者は、「B社は、申立期間①当時に不渡りを出したため、A社が資金援助を行っていたが、その後B社が倒産状態となったことから、A社はB社の事業を吸収している。その際、B社から受け入れた申立人を含む数人の従業員については、採用と同時に厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除した。」と当時の状況を具体的に供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和52年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和52年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本により、既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は所在が不明であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①のうち、昭和52年4月30日から同年8月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間について、B社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和52年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は、同保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、B社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認できない。

さらに、前述のA社の経理担当者は、「B社が倒産状態になった後、申立人ら同社の従業員の給与については、事実上、A社が支給していた。しかし、同社の従業員として採用するまでの期間は、厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

加えて、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様に、昭和52年4月30日にB社における被保険者資格を喪失し、同年9月1日にA社において同資格を取得している同僚が4人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）確認できるが、いずれも当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い上、当該同僚4人のうち2人から回答が得られたものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②当時、C社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、平成18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、当時の事業主は、「当時の資料は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認できない。

また、申立期間②当時、経理担当であった者は、「当時、申立人が従事していた営業職には、正社員の者と正社員以外の者がおり、正社員として採用する場合は採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。しかし、正社員以外の者については、正社員に採用する前は厚生年金保険に加入させておらず同保険料も控除していなかった。なお、申立人を記憶しているが、入社当初から正社員として採用されたか否かまでは覚えていない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時、C社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚に照会し、回答が得られた11人のうち5人が申立人と同じ営業職であったと供述しているところ、当該5人のうち3人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）は、自身が記憶する入社時期からそれぞれ5か月後から26か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、3人のうち2人は、「入社当初は正社員でなく、厚生年金保険に加入していなかった。その後、同保険に加入するまでの期間は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述していることから判断すると、申立期間②当時、事業主は、営業職の従業員について、採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、前述の回答が得られた11人からは、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる具体的な供述は得られなかった。

その上、申立期間②当時の事業主及び経理担当者は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と供述しているところ、申立人、及び申立人と同日にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち雇用保険の被保険者記録が確認できる6人は、いずれも雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年4月から同年8月までは16万円、19年4月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から19年9月1日まで  
② 平成20年8月1日から21年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている給与支給額が次のとおり異なっている。両申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間①の標準報酬月額が14万2,000円と記録されているが、実際の給与支給額は16万円であった。

申立期間②の標準報酬月額が16万円と記録されているが、実際の給与支給額は17万5,000円であった。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成18年4月、同年6月から同年8月までの期間及

び19年4月から同年7月までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18年4月及び同年6月から同年8月までは16万円、19年4月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は18万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成18年5月については、申立人は給料支払明細書を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、申立人から提出された同年分の給与所得の源泉徴収票及び申立人が保管する給料支払明細書において、当該月の前後の期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は同額であり、当該月についても同様の厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、同年5月の標準報酬月額を16万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「昇給を途中で行った時は、次の標準報酬定時決定月まで提出していないこともあった。社会保険事務所（当時）へ提出した報酬月額と保険料控除額とで、金額に差が出ることなどに気が付かなかった。当時の資料が見当たらず詳しいことについては不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成18年9月から19年3月までの期間及び同年8月の標準報酬月額について、給料支払明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②について、給料支払明細書によると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月2日から同年11月1日まで

申立期間は、A社B営業所に営業職員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人のA社における社員台帳（人事記録）のハードコピー、同社に勤務する社員の社会保険関係事務を含む人事厚生業務全般を行っていたA社Cセンターの回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B営業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる昭和46年10月（定時決定時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、A社は平成12年3月1日に解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私の母は、現在、介護施設に入居しており、申立期間の国民年金保険料の納付について説明できる状態ではないが、私は以前、母から、自分はずっと国民年金を掛けていたと聞いたので、母は国民年金保険料を全て納付しているはずである。

母の国民年金保険料が、申立期間の12か月だけ未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、自ら申し立てることが困難な申立人に代わって、申立人の子が申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の子は、申立人から「私はずっと国民年金を掛けていた。」と聞いていたので、申立人は国民年金保険料を全て納付しているはずであるとしているが、申立人に申立期間の保険料の納付状況等について聴取することが困難である上、ほかに当該期間について証言できる者が見当たらないことから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間後の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料を、時効により納付することができなくなる直前に過年度納付していることが確認できることから、保険料が必ずしも納付期限までに納付されていなかった状況がうかがえる。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の夫は、昭和54年11月から国民年金に任意加入していたものの、申立期間直前の57年3月19日付けで国民年金被保険者資格を喪失している上、同年1月及び同年2月の国民年金保険料が未納となっていることが確認できることから、申立人の申立期

間の保険料が納付されなかったとしても不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私がA市B区に在住中、当時C町に住んでいた母親が同町役場で私の国民年金の加入手続を行い、それ以降母親が同町役場で申立期間の保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、C町役場において申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び申立人が所持する国民年金手帳（昭和50年5月22日発行）等により、A市D区において、50年5月頃に払い出されたものと推認できる上、当該時点では、申立期間の保険料は過年度納付及び特例納付によらなければ納付できないが、申立人は、申立人の母親から保険料を遡って納付したと聞いた記憶が無い。

また、申立人は、申立期間当時、A市に住所を定めていたことから、C町役場において国民年金の加入手続ができない上、同町に申立人の国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、当該期間の納付状況等について聴取できない上、申立人自身は当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年8月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年8月まで  
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、A県退職後の昭和48年4月頃に、B市C支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付した。また、申立期間②の保険料は半年ごとに定期的に同支所で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿により、昭和51年3月に、B市で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①及び申立期間②のうち48年4月から同年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和49年1月から50年3月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる51年3月の時点で、国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は、「申立期間②について、国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶はない。」と述べている。

さらに、申立期間①は国民年金の未加入期間である上、申立期間①及び②について、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

申立期間当時、私は建築会社に季節雇用で勤務していたので、冬季期間は国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたが、年金記録では、申立期間が国民年金の未加入期間となっている。

当時、私の国民年金保険料だけは途切れることなく納付しようと妻と話し合い、保険料の納付通知が来たものは、必ず納付していた。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人に係る国民年金の資格変更の届出及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたとしているところ、婚姻後の申立人の国民年金加入期間における保険料は全て納付済みである上、国民年金と厚生年金保険の切替手続もおおむね適切に行われていることから、申立人の妻の保険料納付意識は高かったものと認められる。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿等により、申立人は、平成4年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年5月1日に厚生年金保険の被保険者となっており、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できるとともに、オンライン記録により、申立人の妻について、同年4月1日に国民年金第1号被保険者資格喪失及び第3号被保険者資格取得と記載されていた記録が9年1月20日に取消処理されていることが確認でき、申立人の妻の第3号被保険者該当届が当初は4年4月1日に届出されていたものと考えられることから、申立人についても同日付けの国民年金被保険者資格喪失の届出が行われたものと推認できる。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、A市において申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4324

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年頃から 32 年頃まで

申立期間は、A社に事務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。亡くなった父から生前、申立人が結婚する直前まで同社で勤務していたと聞いており、親族からも同様の証言が得られたことから、申立期間当時は同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、平成 16 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、清算時の事業主は、「A社に係る関係書類は全て廃棄している。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人の代理人から名前が挙げられた申立人の義弟夫婦に照会したものの、申立内容に係る具体的な供述が得られない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 30 人に照会し、24 人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4325 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132 及び 4255  
の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで  
申立期間は、A社(現在は、B社)C支店に勤務していた。

年金記録によると、申立期間中に標準報酬月額が下がっている期間があるが、当時は高度経済成長期であり、毎年4月に昇給していたので、標準報酬月額が下がることはあり得ないことから、申立期間の標準報酬月額について記録を訂正してほしいと、これまで7回申し立てたが認められなかった。

今回、新たに申立期間当時の同僚 21 人の情報を提供するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動については、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申

立人の標準報酬月額推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和52年6月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していたD地区及びE地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B社は「そのような事実は無い。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A社F支店又は同社G支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が45人確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け及び24年1月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時、給与から控除されていた厚生年金保険料は、年金記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったかもしれない。しかし、これまでの申立てにおいて主張してきたとおり、当該事業所は、実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額を届け出ていると考えられることから、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録よりも高い標準報酬月額に訂正されるべきである。」と主張し、新たに同僚21人の名前を挙げているものの、このうち一人はこれまでの申立てにおいて既に回答が得られており、今回新たに回答が得られた18人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られなかった。

また、今回新たに回答が得られた上記同僚18人のうち2人から提供された申立期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされているところ、前述のとおり、申立人の申立期間について、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の主張は、委員会の当初

の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 53 年 4 月に A 社に入社し、会社から、実績が出来るまでは親会社である B 社で厚生年金保険に加入する旨の説明があったが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。手元にある給与明細書と昭和 54 年度の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社及び A 社に係る雇用保険の被保険者記録、及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間当時、A 社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、法人・商業登記簿謄本によると、B 社及び A 社は既に解散しており、両社の当時の事業主（同一人物）からは回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 54 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が所持する昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料の額は、申立人が厚生年金保険の被保険者となっている期間（同年 1 月から同年 5 月までは B 社、同年 8 月から同年 12 月までは A 社）である 10 か月分の厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に雇用保険料を加えた額に満たない額であることが確認できる上、申立人が所持する支給年月の記載の無い給与明細書を検証しても、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

加えて、上記同僚のうち一人は、「厚生年金保険については親会社であるB社で加入し、実績が出来たらA社で加入するという話は私も聞いていた。」と述べているものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚を含む4人は、申立人と同様、B社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和54年6月1日に喪失した後、A社が同保険の適用事業所となった同年8月1日に同社において同保険の被保険者資格を取得するまでの期間、同保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4327(事案 1597 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から同年8月1日まで  
② 昭和27年10月23日から28年1月20日まで  
③ 昭和28年8月1日から同年9月30日まで  
④ 昭和30年9月5日から32年3月1日まで  
⑤ 昭和32年10月1日から35年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとされているものの、受け取った記憶がないので、第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っておらず、また、第三者委員会から、脱退手当金の支給対象となる昭和32年3月1日から同年10月1日までが厚生年金保険の加入期間と認められたので、脱退手当金についても再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和35年4月4日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii)申立期間である5回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然であること、

iii) 申立人の脱退手当金は昭和 35 年 4 月 4 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 25 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金を受け取っておらず、また、第三者委員会から、脱退手当金の支給対象となる昭和 32 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入期間と認められたので、脱退手当金についても再度調査をしてほしい。」と主張しているものの、脱退手当金が支給された当時、当該期間は厚生年金保険に加入していない期間と記録されており、この記録に基づき進められた事務処理には不自然さがうかがえないことから、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、その判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等が現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情を考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いこと、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 11 月 5 日から 34 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 2 月 26 日から同年 6 月頃まで  
④ 昭和 37 年 4 月頃から 38 年 2 月 15 日まで  
⑤ 昭和 43 年 7 月 21 日から 47 年 9 月頃まで  
⑥ 昭和 53 年 12 月 29 日から 54 年 7 月頃まで

昭和 29 年 3 月 10 日から 33 年 2 月末日までの期間、A社に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 1 月末日までの期間、B社に勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

昭和 34 年 2 月 1 日から同年 6 月頃までの期間、C社に勤務していたが、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

昭和 37 年 4 月頃から 47 年 9 月頃までの期間、D社 (現在は、E社) に勤務していたが、申立期間④及び⑤の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

昭和 47 年 9 月頃から 54 年 7 月頃までの期間、独立してF社を設立し、代表取締役として勤務していたが、申立期間⑥の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は平成元年1月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同社は同年1月25日に解散しており、申立期間当時の事業主は生存及び所在が確認できないことから、解散時の代表取締役等に照会したところ、「申立人が勤務していたことは知っているが、申立期間当時、私は職人であり、当時の資料等も残っていないため、申立人の退職時期及び勤務期間は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚14人に照会し、6人から回答を得られたところ、そのうち5人は申立人について記憶しておらず、唯一申立人を記憶していた同僚からも申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

2 申立期間②について、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は昭和39年7月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同社は同年7月31日に解散している上、申立期間②当時の事業主は、生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会し、4人から回答を得られたところ、そのうち申立人を記憶していた二人は、「申立人の勤務期間までは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

3 申立期間③について、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は昭和59年7月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成元年12月3日に解散している上、申立期間③当時の事業主の義弟は、「義兄は病気療養中のため回答できないが、会社解散後、数度の引っ越しの際に資料は全て廃棄したようであり、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認で

きた4人に照会し、二人から回答を得られたところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

4 なお、申立期間①、②及び③について、申立人の妻は、「各申立期間に勤務した3つの会社は全てG社敷地内にあり、同一経営者による同系列の会社であったので、事業所は変わっても間を空けることなく勤務していたはずである。」と主張しているが、i) A社の同僚6人中5人は、同社の作業所はG社敷地内に所在していなかったと供述していること、ii) 商業・法人登記簿謄本によると3社の役員に重複は無いこと、iii) 申立期間①、②及び③当時、A社の事業内容について、同社閉鎖時の代表取締役及び同僚全員が「H機械器具の製造であった。」と供述しており、他の2社の事業内容であるI関係事業とは異なっていること、iv) 各事業所の同僚の合計12人中9人が、「3つの会社は同系列の会社ではなく、別会社である。」と供述しており、各事業所が同系列の会社であった状況はうかがえない。

5 申立期間④及び⑤について、事業所名簿及びオンライン記録によると、D社は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④のうち37年4月頃から同年12月1日までの期間は、適用事業所でなかったことが確認できるとともに、商業・法人登記簿謄本によると、申立期間⑤のうち45年4月3日から47年9月頃までの期間は申立人自身が設立したF社の代表取締役であったことが確認できる。

また、E社は、「当社は平成7年に株式譲渡を受けて経営者も変わっており、企業名は引き継いでいるものの過去の資料等は一切引き継いでおらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間④及び⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間④及び⑤当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚10人に照会し、全員から回答を得られたものの、申立人の申立期間④及び⑤について、申立ての事実を確認できる供述は得られなかった。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録によると、資格取得日は昭和38年3月1日、離職日は43年7月20日となっている。

6 申立期間⑥について、商業・法人登記簿謄本及び複数の従業員の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人は申立期間⑥当時、F社の代表取締役として事業を運営していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和53年12月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人の妻は、当時の事務担当者として二人の名前を挙げているものの、姓のみしか記憶していないことから個人を特定することができない上、オンライン記録により、申立期間⑥の直前まで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚二人に照会したものの、いずれの同僚からも、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られなかった。

7 このほか、申立期間①から⑥までについて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4329（事案 2290、3136、4062 及び 4232 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 10 日から 34 年 7 月 30 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 10 日から 38 年 4 月 10 日まで  
③ 昭和 38 年 11 月 20 日から 40 年 3 月 30 日まで

1 回目から 3 回目までの申立てにおいては、昭和 28 年 4 月頃から 39 年 4 月頃まで A 漁船に乗船していたが船員保険の加入記録が無いこと、また、4 回目の申立てにおいては、35 年 12 月から 36 年 11 月までは A 漁船に、39 年 12 月から 42 年 11 月までは B 漁船に、それぞれ乗船していたが同保険の加入記録が無いことから、同保険の加入記録を訂正してほしい旨申立てを行ったが、いずれの申立てについても第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。

今回、自身の記憶を整理したところ、申立期間①は、C 氏所有の A 漁船に、申立期間②は、D 氏及び E 氏所有の B 漁船に、申立期間③は、F 氏及び E 氏所有の B 漁船にそれぞれ乗船していたことを思い出したのでこれまでの申立期間等を変更するとともに、当時の同僚からの A 漁船に同乗した旨の証明書を提出するので、再調査の上、全ての申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③のうち昭和 38 年 11 月 20 日から 39 年 4 月頃までの期間については、i) 船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、当該申立期間当時、A 漁船の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡していることが確認できることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人が A 漁船の船長であったとする者に照会したものの、申立人が当該申立期間において同船

船に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iii) オンライン記録により、当該申立期間当時、A漁船及びB漁船において船員保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、所在が確認できた11人（前述の申立人が船長であったとする者を除く。）に照会したところ、回答が得られた8人のうち4人は、「申立人を知らない。」と述べているほか、申立人を記憶していると供述する残りの4人からも、申立人が当該申立期間においてA漁船に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iv) A漁船及びB漁船に係る当該申立期間の船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、一方、被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難いこと、v) 申立人は、A漁船及びB漁船の船頭であった者の息子が作成した「船員保険加入証明書」を提出し、「証明書があるので、昭和28年4月頃から39年4月頃までの期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、当該証明書においては、申立人が当該期間においてA漁船に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者に照会したところ、「申立人から要請されたので証明書を作成したが、私は当時中学生であったことから、申立人が当該期間当時、A漁船に乗船していたかどうかや、船員保険に加入していたかどうかについては分からないため、そのことは書いていないはずである。父は、船員保険に加入させなければならぬ時には間違いなく加入手続を行ったはずなので、加入記録が無いとすれば、乗船していなかったか、又は乗船していたのが他の船舶であったとしか考えられない。当時を知る者に聞いてみたものの、申立人が同船舶に乗船していたことを誰も記憶していなかった。」と供述しており、申立人が当該期間において同船舶に乗船し、船員保険に加入していたことを裏付ける資料や供述は得られなかったこと、vi) 申立人が、「当時、船員保険料を、船頭（会計担当者）に現金で届けていた。」と主張するところ、申立人がA漁船及びB漁船の船長であったとする者、及び船員保険被保険者名簿により、当該期間前後に両船舶の所有者が保有する船舶において船員保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者6人の合計7人に再度照会したところ、船員保険料の控除方式について供述が得られた3人は、いずれも「当時、船員保険料は給与から控除されており、同保険料を会計担当者に現金で届けることはなかった。」と供述していることから、当該主張は不自然であること、vii) 申立人は、B漁船で一緒に乗船していた二人が作成した証明書を提出し、「証明書があるので、昭和28年4月頃から39年4月頃までの期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、当該証明書においては、申立人が当該期間においてA漁船に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者二人に照会したところ、B漁船で船長であった者は、「B漁船の海員名簿を参考にして証明書を作成した

が、A漁船の資料が存在せず、詳しいことは不明であり、当該期間について申立人が同船舶に乗船していた記憶は無い。」と供述しており、他の一人は、「申立人から要請されたので証明書を作成したが、当該期間について申立人がA漁船に乗船していた記憶は無い。」と供述していること、viii) 申立人が、「A漁船とB漁船は同じ船である。」と主張するところ、前述のB漁船の船長であった者は、「A漁船とB漁船は所有者が同じであるが、A漁船はB漁船の旧船である。」と供述していることから、当該主張も不自然であることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付け、同年12月17日付け及び23年8月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間②のうち昭和35年12月頃から36年11月頃までの期間について、申立人は、前述のA漁船及びB漁船の船頭であった者の息子が作成した証明書を提出し、「証明書があるので、A漁船に乗船していた昭和35年12月頃から36年11月頃までの期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているが、当該証明書においては、申立人が当該期間においてA漁船に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無いこと、申立期間③のうち39年12月頃から40年3月30日までの期間について、i) 船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、当該期間当時、B漁船の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 上記のB漁船の船長であった者は、「昭和43年11月18日から44年3月10日までの期間、申立人はB漁船に乗船していたが、このほかに乗船していた記憶は無い。」と供述している上、同人から提供された「B漁船の海員名簿」によると、申立人の同船舶における雇入期間は43年11月18日から44年3月10日までの期間であることが記載されており、これは、申立人の同船舶における船員保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できること、iii) A漁船の船頭であった者の息子が作成した「証明書」においては、申立人が当該期間においてB漁船に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、申立人を記憶していると供述する4人からも、申立人が当該期間において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iv) B漁船の船員保険被保険者名簿には、申立人が当該期間において、船員保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①に係る新たな資料としてA漁船の同僚であった者(第3回目の申立てにおいて、B漁船に乗船してい

た旨の証明書を作成した者と同一人物)が記載した証明書を提出し、「証明書があるので、申立期間①について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているが、当該証明書においては、申立人が申立期間①においてA漁船に短期間乗船したことはうかがえるものの、乗船期間や船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者に照会したところ、「今回は、申立人から改めて頼まれたので、文面も依頼どおり作成したが、乗船時期や期間などについては、以前から回答しているとおり詳しく覚えていない。」と供述していることから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③のうち昭和38年11月20日から39年4月頃までの期間について、これまでの申立てにおいては、A漁船に乗船していたと主張していたところ、「今回、記憶を整理したところ、B漁船に乗船していたと思う。」と申立内容を変更し、申立期間③のうち39年5月頃から同年11月頃までの期間を加えて再申立てを行っている。

しかしながら、船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、当該申立期間当時、B漁船の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

また、B漁船の船長であった者は、「昭和43年11月18日から44年3月10日までの期間、申立人はB漁船に乗船していたが、このほかに乗船していた記憶は無い。」と供述している上、同人から提供された「B漁船の海員名簿」によると、申立人の同船舶における雇入期間は昭和43年11月18日から44年3月10日までの期間であることが記載されており、これは、申立人の同船舶における船員保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿により、B漁船における被保険者記録が確認でき、申立人を記憶していると供述する同僚4人からも、申立人が当該申立期間において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、B漁船の船員保険被保険者名簿には、申立人が当該申立期間において、船員保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②及び③のうち昭和38年11月20日から39年11月頃までの期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②及び③のうち昭和 38 年 11 月 20 日から 39 年 11 月頃までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③のうち昭和 39 年 12 月頃から 40 年 3 月 30 日までの期間について、新たな資料を提出することなく、審議の結果に納得できないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間③のうち昭和39年12月頃から40年3月30日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 53 年 10 月 21 日から 55 年 3 月 31 日まで A 社の B 所で勤務したが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 2 月 21 日となっていた。

昭和 55 年 4 月から実家の仕事をするようになっていたため、退職月の 1 か月前である同年 2 月に、上司に退職する旨を伝えたと記憶している。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A 社 B 所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である昭和 55 年 2 月 20 日となっており、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。

また、事業主が保管する申立人に係る「職員台帳」によると、申立人の退職年月日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である昭和 55 年 2 月 20 日であることが確認できる上、事業主は、「職員台帳以外の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 14 人に照会し、回答を得られた 12 人について、自身が記憶している退職時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失時期が一致していないとする者はいない上、

雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録によると、12 人のうち当該事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できた 9 人は、いずれも当該事業所の離職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。

加えて、申立人の国民健康保険の加入状況について C 市に照会したところ、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 55 年 2 月 21 日に、国民健康保険に加入している旨回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。